

コロナ禍でこそ社会保障の充実を!

新型コロナウイルス感染症の陽性患者数が毎日報道され続けていますが、一方で「Go To トラベル」や「Go To イート」等、大ダメージを被った旅行業・飲食業等への経済支援も始まり、更なる感染拡大も懸念されています。経済回復と感染拡大防止を両立しながらコロナ禍を乗り越える難しさを皆様も感じていると思います。そのような中で「持続化給付金」や「特別定額給付金」等、様々な経済支援策も創設されました。一定の評価はできるものの、申請手続きの煩雑さや何が利用できるのかが分からないといった声も多数きかれました。一過性の制度も多く、継続した救済制度がまだまだ必要だと感じています。

そのような中で私たちの元に寄せられた「医療費の支払いに困っている」という相談も多数ありましたので一部紹介します。

患者さんは糖尿病の治療を中断してしまい病状が悪化してしまいました。コロナ禍の影響により自営の仕事も休業せざるを得ず、収入も著しく激減し病院での医療費と薬代に困っていました。「持続化給付金」や「緊急小口資金」(生活費の貸付制度)等を利用しましたが、会社の維持と食べていくだけの生活費でやっとの状況でした。病状がこれ以上悪化しないようすぐに治療再開が必要でした。

国民健康保険に加入していた為、国民健康保険法44条の「一部自己負担(3割負担部分)の減免」が活用できないか熊谷市役所の担当者と相談しました。一定の要件(生活保護基準の1.15倍の収入以下であること)を満たせば可能だという事が分かり、さっそく患者さんと確認しながら市役所に同行し申請する事ができました。その後、市役所より「一部自己負担免除の証明書」が発行され、医療費の心配なく当院に受診する



事ができるようになったのです。ただし、利用できる期間は3~4ヶ月程度なので、その後の生活状況を確認しながら継続して治療が続けられるように支援をしていかなければなりません。

コロナ禍の影響により多くの方が経済困窮に陥り失業者が6万人を超えるなど、今後も厳しい情勢は続くと思われます。その為に病院にかかるのを我慢して病状が悪化してしまう事がないように、私たち相談員(社会福祉士)も皆様の「困った!」に相談にのります。

政府は「全世代型社会保障」といって医療・介護・年金・労働の各分野で自己負担増(自己責任)の施策を狙っています。こうした動きにも注視しながら、地域で困っている方がいれば是非「地域総合サポートセンター」(正面玄関横)にお寄せ下さい。また、コロナ禍だからこそ「国保44条」のような制度活用が広がるように、医療生協の組織として自治体に働きかけていきたいと思っています。

(地域連携・医療福祉相談室 社会福祉士:松本 浩一)